種智院大学学則

制定 昭和51年4月1日実施

改正

昭和52年4月1日実施 昭和53年4月1日実施 昭和55年4月1日実施 昭和56年4月1日実施 昭和58年4月1日実施 昭和61年4月1日実施 昭和61年4月1日実施 昭和62年4月1日実施 平成元年4月1日実施 平成 4年3月1日実施 平成 4年4月1日実施

昭和54年4月1日実施 昭和57年4月1日実施 昭和60年4月1日実施 昭和63年4月1日実施 平成 3年4月1日実施

平成 5年 3月30日規則第 5号 平成 6年 3月26日規則第 4号 平成 6年11月24日規則第 5号 平成 7年 3月31日規則第14号 平成 8年 3月30日規則第 6号 平成 9年 3月28日規則第 6号 平成10年11月 4日規則第 2号 平成11年 3月24日規則第 8号 平成11年11月 4日規則第 3号 平成12年12月12日規則第11号 平成13年 6月 7日規則第 1号 平成14年 4月 1日規則第 8号 平成15年 3月31日規則第10号 平成16年 3月29日規則第 4号 平成17年 5月30日規則第 1号 平成18年12月 7日規則第 1号 平成19年 3月30日規則第 8号 平成20年 3月26日規則第 3号 平成21年 3月25日規則第 5号 平成22年 3月19日規則第 4号 平成23年 3月31日規則第15号 平成24年 3月31日規則第 3号 平成26年 3月30日規則第 3号 平成26年 3月24日規則第 2号 平成29年 3月24日規則第 4号 令和元年12月20日規則第 1号 令和 4年 3月25日規則第 1号

平成 5年11月24日規則第 2号 平成 6年 3月26日規則第 7号 平成 7年 3月24日規則第 9号 平成 7年12月21日規則第 3号 平成 8年12月21日規則第 3号 平成 9年12月10日規則第 1号 平成10年12月22日規則第 4号 平成11年 7月30日規則第 2号 平成12年 3月29日規則第 7号 平成13年 3月31日規則第13号 平成13年12月20日規則第 7号 平成14年12月 4日規則第 8号 平成15年12月 2日規則第 4号 平成16年12月15日規則第 4号 平成17年12月14日規則第 5号 平成18年12月 7日規則第 2号 平成19年 7月27日規則第 1号 平成20年12月13日規則第 4号 平成21年 7月28日規則第 2号 平成22年10月27日規則第 3号 平成23年10月26日規則第2号 平成25年 3月29日規則第 3号 平成26年12月19日規則第 1号 平成27年 6月30日規則第 6号 平成30年 3月28日規則第 1号 令和 2年10月 7日規則第 1号

第1章 総 則

- 第1条 本学は教育基本法に基づき、広く一般教養に関する知識を授けるとともに仏教学 特に密教学を中心として深く専門の学術を教授研究し、併せて宗祖弘法大師の精神に則 り、普遍的にして個性豊かな人格を養成し、もって世界文化の向上に資することを目的 とする。
- 第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する ため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その結果を公表す るものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制については別に定める。
- 第2条 本学に次の学部・学科を置く。

人文学部 仏教学科 社会福祉学科

- 第2条の2 本学の教育理念・目的は、綜藝種智院を創設した弘法大師空海の教育理念を 現代に生かし、単に「知育」教育を行うのみでなく、人間としての「こころ」の成長を 促し、広く済世利人の社会的実現を目指すところにある。
- 2 人文学部は、広範な教養的知識の上に人文科学や社会科学の研究分野の専門性を高めるとともに、仏教を基盤に置いた人間の人格的向上と、自己の可能性を積極的に実現すること、併せて他者や社会全体の安寧と福祉のために積極的に行動する思想と技術を体得することを目的とする。
- 3 仏教学科は、日本人の精神や文化に深く根ざした仏教、特に弘法大師空海の開いた真言密教を中心に、仏教の教えや歴史を体系的に教授研究するとともに、仏教の実践に関心を持てる人材を育成する。また、仏教に対する幅広い関心を持つ人々に仏教の思想・実践修行・美術など多様な有形・無形の文化的財産を通して仏教の教えや歴史を体系的に教授研究するとともに、社会文化に深く関心を持ち、そのあり方を探求しようとする人材の育成をその教育目的とする。
- 4 社会福祉学科は、人間が社会や大自然をすべて包み込んだ生命世界に生かされている という仏教思想に根ざし、社会福祉の理論、歴史、技術を中心に体系的に教授研究する とともに、現代社会で生じる諸問題について大局的に考え、専門的支援を行える人材の 育成をその教育目的とする。
- 第3条 本学の修業年限は4年とする。
- 2 学生は8年を超えて在学することはできない。
- 第3条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。
- 2 前項の学生(以下「長期履修学生」という。)の修業年限、在学年限等については、 別に定める。
- 第3条の3 本学において科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として、一定の単位(学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、第3条に規定する修業年限の2分の1を超えないものとする。
- 2 前項の学生の在学年限は、6年または4年とする。
- 第4条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

人文学部入学定員
収容定員30名
120名仏教学科入学定員
収容定員15名
60名社会福祉学科入学定員
収容定員15名
60名

第2章 学年・学期及び休業

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項において規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学又は卒業させることができる。

第6条 学年を分けて次の2学期とする。ただし、学長は授業の開始又は終了について変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業は、15週又は30週にわたる期間を単位として行うものとし、授業を 行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。ただし、教育 上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授 業を行うことができる。

第7条 学年中の定期休業日を次のとおりとする。

- (1) 春期休業 3月20日から3月31日まで
- (2) 夏期休業 8月1日から9月27日まで
- (3) 冬期休業 12月25日から1月6日まで
- (4) 日曜日
- (5) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (6) 開学記念日 5月4日
- 2 学長は前項第1号、第2号及び第3号について一部休業期間を変更することができる。
- 3 学長は第1項第4号、第5号及び第6号について定めるもののほか、臨時に休業日を 定めることができる。

第3章 教育課程及び履修方法

第8条 授業科目は、共通基礎科目、専門科目、関連科目に分ける。

2 前項に定める科目以外に、教授会の議を経て、特別科目を開講することができる。

第9条 学生は卒業までに次のとおりの単位を履修しなければならない。

 仏教学科
 124単位

 社会福祉学科
 124単位

第10条 各授業科目の授業を分けて、講義、演習、実習及び実技とする。

第11条 各授業科目の単位数は次の基準による。

(1) 講義·演習

講義及び演習を主とする授業科目については、1時間の講義に対し教室外における2時間の準備または学修を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週をもって1単位とする。

(2) 実習・実技

実習及び実技を主とする授業科目についての学修は、実習場において行われるものであることを考慮し、毎週2時間15週をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、その学修の成果を評価 して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、 単位数を定めることができる。
- 第12条 本学部・学科の教育課程は、別表Ⅱ学部・学科教育課程(第12条、第13条関係)に 定め、履修方法等については別に定める。
- 第13条 社会福祉士学科において、社会福祉国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとするものは、省令の定めるところに従い、必要な科目を履修しなければならない。各資格科目並びに単位取得については別に定める。
- 第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 第14条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において 修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第14条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または 短期大学において履修した授業科目について修得した単位(単位互換履修生・科目等履 修生により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に 規定する学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ る。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、 転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第 1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせ て60単位を超えないものとする。
- 第15条 教授会は、毎学年の始めにその学年の授業科目の配置を決定し、教授する授業科目の種類・講義題目及び授業担当者を公示する。ただし臨時講義については、教授会で随時これを定める。
- 第16条 学生は毎学年の始めに履修する授業科目を登録し、学部長の許可を受けなければならない。

ただし必要に応じて、登録した授業科目を秋学期の始めに修正することができる。

第4章 入学・退学・転学・留学・休学・その他

- 第17条 本学の入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学、転入学、帰国子女の入 学等については、学期の始めとすることができる。
- 第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の 学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修 了した者を含む。)
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で 文部科学大臣の指定したもの
 - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者(同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (6) その他本学において、本学の実施する入学資格審査により、高等学校を卒業した者 と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 第19条 本学に入学を許可される者は、所定の入学選考に合格した者に限る。

- 第19条の2 第3条の3に規定する学生は、第2年次または第3年次に入学を許可することがある。
- 第20条 正当な理由により本学を退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを 許可することがある。
- 2 前項の規定により再入学した者の修業年限、在学年限については、教授会の議を経て 学長がこれを定める。
- 第21条 本学に入学または編入学を志願する者は、所定の書類を提出するとともに、別表 I に定める入学検定料を納入しなければならない。

提出の時期・方法及び提出すべき書類等については、別にこれを定める。

- 第22条 入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める必要書類を提出するとともに、別表 I に定める学生納付金を納入しなければならない。なお、所定の期日までに提出・納入をしない時は、入学を取り消すことがある。
- 第23条 保証人は学生の在学中の一切の責任を負うもので、本人の保護者または本学において適当と認めた者に限る。

保証人の死亡その他の事由によってその変更を必要とする場合は、新たに保証人を定めなければならない。

- 第24条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署のうえ学生証を添えて願い 出なければならない。
- 第25条 病気その他止むを得ない事由により、3ヶ月以上修学することができない者は、 所定の様式により事由を付して保証人連署のうえ休学願を提出し、学長の許可を得て休 学することができる。

ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学の期間は、1学期又は1学年間とする。当該年度を超える場合は、改めて休学願 を提出しなければならない。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 4 休学期間中に復学しようとするときは、所定の様式により事由を付して保証人連署の うえ復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第25条の2 第3条の2に規定する長期履修学生の休学については、別に定める。

第26条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第27条 次の各号の一に該当する者で、本学の第3年次への編入学または転入学を志願する者については選考の上これを許可することがある。ただし現に他の大学に在学する者

については、在学する大学の学長の許可を得ていなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、本学が定める必要な単位を修得した者
- (3) 短期大学・高等専門学校・国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業 した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)
- (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、 またはこれらの学校を卒業した者
- 2 前項の規定による選考に合格しかつ入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い は、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 編入学生、転入学生の修業年限は2年とする。
- 4 編入学生、転入学生の在学年限は4年を超えることができない。
- 5 編入学または転入学に関して必要な事項は別に定める。
- 第27条の2 転学科を志願する者については、当該学科において選考審査のうえ、これを 許可することがある。転学科について必要な事項は別に定める。
- 第28条 他の大学に転学を志願する者があるときは、選考の上これを許可することがある。
- 第28条の2 外国の大学または短期大学への留学を志願する者があるときは、選考の上これを許可することがある。
- 2 留学の期間は、修業年限及び在学年限に算入することができる。

第29条 次の各号の一に該当する学生は除籍する。

- (1) 授業料・その他の学生納付金を期限内に納入せず、延納許可を受けていない者
- (2) 在学年数が8年を超える者(ただし、編入学生、転入学生については4年とする。)
- (3) 休学期間が通算して4年を超える者(ただし、編入学生、転入学生については2年とする。)
- 2 前項に規定するほか、死亡したときも除籍とする。
- 3 第1項第1号により除籍された者は、願い出により復籍を許可することができる。
- 第29条の2 第3条の2に規定する長期履修学生の前条第1項第2号及び第3号に係る除籍については別に定める。

第30条 人物及び学業が優秀な者には授賞することがある。

- 2 人物及び学業が特に優秀な者は、特待生として採用することがある。
- 3 特待生については別にこれを定める。

- 第31条 学生が本学の学則その他の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為を行い、 その他別に定める事由に該当した場合には、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。
- 2 懲戒処分を受けた者に、謹慎、悔悟の実が認められた場合は、その処分を軽減することがある。
- 3 第1項の事由のほか、懲戒処分について必要な事項は別に定める。
- 第32条 前条第1項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 成績不良で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくして出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 第33条 入学・編入学・退学・再入学・休学・復学・転学科・転学・留学・除籍・復籍及 び賞罰は、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

第5章 試験・卒業及び学位

- 第34条 課程修了の認定は試験による。試験を分けて学科目試験及び卒業論文試験とする。
- 第35条 所定の授業科目を履修した者に対し、毎学期末または学年末に学科目試験を行う。 試験について必要な事項は別に定める。ただし教授会で平常点を以て学科目試験に代え 得ることを認めた授業科目はこの限りではない。
- 2 担当教員に事故あるときは、他の教員が前条に規定する試験を代わって行うことができる。
- 第36条 卒業論文試験は第4学年以上のものについてこれを行う。
- 2 卒業論文の題目は、担当教員の承認を得たものでなければならない。
- 3 卒業論文について必要な事項は別に定める。
- 第37条 卒業論文は卒業年次の指定期日までにこれを提出しなければならない。
- 第38条 試験の成績は、優、良、可、不可の4種の評語をもってあらわし、優、良、可を 合格とする。
 - 合格した授業科目については所定の単位数を与える。
- 第39条 本学の定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 第40条 学長は第39条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書及び学士の学位を授与する。
- 2 学位を授与するに当たっては、専攻する分野の名称(仏教学又は社会福祉学)を付記 するものとする。

第6章 学生納付金

- 第41条 本学に入学を許可された者は入学金・その他入学時納付金を納めなければならない。
- 第42条 授業料その他の毎年度納付金は、年2回に分納できるものとし、所定の期日まで に納入しなければならない。
- 第43条 実習料は本学において実習等を実施するとき必要に応じて徴収するものとし、そ の金額についてはその都度これを定める。
- 第44条 学生納付金の項目・金額については別表 I に定め、納入期日及び納入方法等については別に定める。
- 2 学則第30条第2項の規定による特待生については別に定める。
- 第44条の2 第3条の2に規定する長期履修学生の学生納付金については別に定める。
- 第45条 正当な事由により所定の期限内に学生納付金を納付することができない場合は、 直ちに保証人連署でその旨を願い出て、学生納付金の納入期限内に延納の許可を得なけ ればならない。
- 第46条 既に納付した学生納付金は、これを返却しないものとする。
- 第47条 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学生 納付金の納入を要しない。
- 第48条 中途で退学する者も、その学期分の学生納付金を納入しなければならない。

第7章 職員組織

第49条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員

2 学長は本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学に次の役職を置く。

学部長、仏教学科長、社会福祉学科長、教務部長、学生部長、宗教部長、入試・広報部長、図書館・学術情報センター長、密教資料研究所長、臨床密教センター長、事務長、その他必要な役職

4 本学に次の役職を置くことができる。副学長

第50条 職員の人事に関する事項については別にこれを定める。

- 第51条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置き、学長、教授、准教授、講師及び 助教(ただし、特任教員を除くものとする。)をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、特任教員、その他の職員を加 えることができる。

第52条 教授会は学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる 組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事 項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学則及び規程改正に関する事項
 - (2) 学長(候補対象者)選出に関する事項
 - (3) 教授、准教授、講師、助教、助手の人事に関する事項
 - (4) 授業及び研究に関する事項
 - (5) 教育・履修の方法及び試験に関する事項
 - (6) 学生の退学・休学及び復学に関する事項
 - (7) その他、必要な事項
- 第53条 学長は教授会を招集し、その議長となる。学長に事故あるときは、学部長がこれ を代行する。
- 2 第51条、第52条及び前項に定めるものの他教授会に関し必要な事項は別に定める。
- 第54条 本学に功労あり、又は学術上功績ある者には、教授会の議を経て名誉教授の称号 を与えることができる。

第8章 単位互換履修生・科目等履修生・聴講生・委託生・外国人特別生及び研究生

- 第55条 本学所定の授業科目中、一部を選び履修しようとする者があるときは、本学学生の学修に妨げのない限り、教授会において選考の上、学年または学期ごとに単位互換履修生・科目等履修生・聴講生としてこれを許可することがある。
- 2 単位互換履修生は大学コンソーシアム京都参加大学・短期大学における単位互換に関する包括協定書(以下「協定書」という。)に基づいて受け入れた学生及び種智院大学と奈良佐保短期大学との連携・協力に関する包括協定書(以下「奈良佐保短期大学との包括協定書」という。)に基づいて受け入れた学生をいう。
- 第56条 単位互換履修生・科目等履修生・聴講生を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目及び期間等を記して、学長に願い出なければならない。
- 第57条 科目等履修生・聴講生は、履修料又は聴講料を履修・聴講許可日から10日以内に納入しなければならない。履修料・聴講料については別表Iにこれを定める。
- 第58条 単位互換履修生・科目等履修生は、履修した授業科目につき試験を受けることができる。試験に合格した者には単位修得証明書を発行する。
- 第59条 単位互換履修生、科目等履修生、聴講生について必要なことは、別にこれを定める。
- 第60条 他の大学または公共機関及び外国人で当該外国公館により委託生として推薦のある者は、本学学生の学修に妨げのない限り、教授会において選考の上、受け入れることがある。
- 第61条 第18条に規定する入学資格のない外国人で当該外国公館の推薦のある者は、教授 会において選考の上外国人特別生として許可することがある。
- 第62条 外国人特別生で本学所定の学科を修了した者には、修了証書を授与する。
- 第63条 大学学部卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められた者が本学において研究生を志願するときは、所定の書類を提出するとともに、別表 I に定める審査料を納入しなければならない。毎学年の初めに教授会の議を経て当該年度ごとに許可することがある。
- 2 研究生は、研究指導費を納入しなければならない。
- 3 研究生に係る必要事項は別に定める。
- 第64条 単位互換履修生・科目等履修生・聴講生・委託生・外国人特別生及び研究生には 本章に規定するもののほか、本学則第39条及び第40条を除き、必要な事項について各章 を準用する。

第9章 図書館・学術情報センター及び研究所

第65条 本学に図書館・学術情報センターを設置する。

2 図書館・学術情報センターに関する事項は、別に定める。

第65条の2 本学に密教資料研究所を設置する。

2 密教資料研究所に関する事項は、別に定める。

第10章 公開講座

第66条 教授会において必要と認めたときは、公開講座を開設し、一般希望者に受講させることができる。

附則

第67条 本学則は昭和51年4月1日から実施する。

- 2 本学則は昭和50年度以前の入学者にも、これを適用する。但し、昭和50年度以前の入 学者については、第13条の教学実習の卒業単位数を8単位以上、卒業論文の単位数を12 単位とする。
- 3 旧学則にもとづく授業科目(学科目)の既得単位について、新学則では以下のように 読み替えるものとする。

旧学則新学則常用経典悉教法法式知級被数法法式上級新本布 りり語講事相概説密教(密教事相講伝)

- 4 本学則は昭和52年4月1日から実施する。
- 5 本学則は昭和53年4月1日から実施する。
- 6 第13条第2項の仏教福祉学コースは、昭和53年度入学者からこれを適用する。
- 7 本学則は昭和54年4月1日から実施する。但し第11条・第13条に関しては、昭和54年 度入学者からこれを適用する。旧学則にもとづく授業科目(学科目)の既得単位につい て、新学則では以下のようにように読み替えるものとする。

旧学則

新 学 則

法式式I悉奏梵字〔理論と筆写〕密教美術 [図像作成]密教美術 [図像作成] I

- 8 本学則は昭和55年4月1日から実施する。
- 9 本学則は昭和56年4月1日から実施する。
- 10 本学則は昭和57年4月1日から実施する。
- 11 本学則は昭和58年4月1日から実施する。
- 12 本学則は昭和59年4月1日から実施する。
- 13 本学則は昭和60年4月1日から実施する。
- 14 本学則は昭和59年度以前の入学者にも、これを適用する。
- 15 旧学則第13条第3項(2)共通選択必修科目の講読は新学則では第13条第3項(1)必修科目の各コースの講読に読み替える。それにともない講読に関する既得単位については新学則では以下のように読み替えるものとする。

 旧学則
 新学則

 サンスクリット語講読
 仏教学講読(仏教学コース)

 英書講読
 仏教学講読(密教学コース)

 仏教学講読(密教学コース)

 仏教海祉学講読

 社会福祉学講読

- 16 仏教福祉学演習に関しては旧学則にもとづき修得した仏教学演習または密教学演習の うち2単位は新学則の仏教福祉学演習の単位として認定する。
- 17 本学則は昭和61年4月1日から実施する。
- 18 本学則は昭和62年4月1日から実施する。
- 19 本学則は昭和63年4月1日から実施する。
- 20 旧学則にもとづく授業科目(学科目)の既得単位について、新学則では以下のように 読み替えるものとする。

社会事業実習 I 社会福祉援助技術現場実習 I 社会福祉援助技術現場実習 I

一流伝授 I 事相研究

- 21 本学則は平成元年4月1日から実施する。但し第29条第1項(4)に関しては、平成元年度入学生からこれを適用する。
- 22 本学則は平成2年4月1日から実施する。

但し第13条第3項(3)

- A群 西洋哲学史(4)、印度哲学史(4)、中国哲学史(4)、日本倫理学史(4)、東洋倫理学史(4)、西洋倫理学史(4)
- B群 社会学(4)、政治学(4)、経済学(4)、日本史(4)、外国史(4)、地誌学(4)、地理学(4)、法律学(4)及び第14条第3項 教育心理学(4)、青年心理学(4)、教育史(4)に関しては、平成2年3月31日以前在学生にこれを適用する。

第13条第3項(3)

- A群 西洋思想史(4)、インド思想史(4)、中国思想史(4)、日本思想史(4)、
- B群 日本史概説(4)、東洋史概説(4)、地理学概論(4)、地誌学(2)、歴史地理学(4)、 法律学概論(4)、政治学概論(4)、社会学概論(4)、経済学概論(4)、及び第14 条第3項 教育史(2)、教育心理学(2)、青年心理学(2)、教育行政学(2)、教 育社会学(2)、学校経営論(2)、同和教育(2)、教育方法論(情報処理を含む) (2)、特別活動論(2)、生徒指導論(2)、教育実習の研究(2)に関しては、平成 2年4月1日以降入学生からこれを適用する。
- 23 本学則は平成3年4月1日から実施する。但し第14条第2項・第3項に関しては、平成2年4月1日入学生にもこれを適用する。
- 24 本学則は平成3年4月1日から実施する。但し第1章第4条に規定にかかわらず平成3年度から平成11年度までの間入学定員は80名とする。
- 25 本学則は平成4年3月1日から実施する。
- 26 本学則は平成4年4月1日から実施する。

付 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成5年12月1日から施行し、平成6年度分の納付金から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の種智院大学学則の適用に必要な経過措置は別に履修規程で定める。

付 則

(施行期日等)

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は公布の日から施行し、平成7年度分の学生・科目等履修生の納付金の項目・ 金額から適用する。 付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は平成8年4月1日から施行し、平成8年度の学生・科目等履修生の納付金の項目・金額から適用する。

付 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は公布の日から施行し、平成9年度の入学金・授業料・施設費から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は公布の日から施行し、平成10年度分の入学金、授業料、施設費から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は公布の日から施行し、平成11年度分の施設費から適用する。

付 則

(施行期日)

1 本学則は平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の種智院大学学則第3章の規定は、平成11年度以後の入学生から適用し、平成10年度以前の入学生及び編入学生並びに平成11年度以後平成12年度以前の編入学生については、なお従前の例によるものとし、その適用に必要な経過措置は、別に履修規程で定める。

付 則

この学則は、文部省の認可の日から施行する。

付 則

この学則は公布の日から施行し、平成12年度分の施設費から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は公布の日から施行し、平成12年度分の各会費の納入から適用する。

付 則

(施行期日等)

1 この学則は公布の日から施行する。ただし、改正後の種智院大学学則の別表 I 学生、 科目等履修生の納付金の項目、金額及び納入方法についての規定は、平成13年度分の 学生、科目等履修生の納付金から適用する。

(学校法人真言宗京都学園事務組織規則の一部改正)

2 学校法人真言宗京都学園事務組織規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第4条、第11条第7項、第11条第7項第1号、第2号、第3号、 第6号及び第7号中「図書館」を「図書館・学術情報センター」に改める。

(学校法人真言宗京都学園種智院大学給与規則の一部改正)

3 学校法人真言宗京都学園種智院大学給与規則の一部を次のように改正する。

第15条第2号中、「図書館長」を「図書館・学術情報センター長」に「入試部長」を「入試・広報部長」に改める。

付 則

(施行期日)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第27条第3項及び第4項の規定は、平成13年度以後の編入学生または転入学生から適用し、平成12年度以前の編入学生または転入学生については、なお従前の例によるものとする。

付 則

(施行期日)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の学則第36条、第39条、第40条及び第62条の規定は、平成11年度以後の入学生及び平成13年度以後の編入学生から適用し、平成10年度以前の入学生及び平成12年度以前の

編入学生については、なお従前の例によるものとする。

付 則

(施行期日)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、別表 I 学生、科目等履修生及び聴講生の納付金の項目、金額及び納入方法について「1.項目及び金額」に定める聴講生の聴講料については、平成 1 4 年度分から適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2及び第3条の3の規定は、平成16年度以後の入学生から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成16年4月1日から施行し、改正後の種智院大学学則第4条に規定する入学定員及び収容定員については平成17年度から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成16年4月1日から施行し、改正後の種智院大学学則第2条、第4条、第9条、第13条第2項、第40条第2項、第49条第2項、別表II学部・学科教育課程 仏教福祉学科専門科目表題及び仏教学部自由選択科目中の仏教福祉学科名称変更に係る改正については、平成17年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成17年4月1日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成17年度 以後の入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日等)

この学則は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条、第13条及び別表Ⅱ学部・学科教育課程社会福祉学科専門科目の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例によるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、平成19年度以前の入学生及び編入学生については、「ケアマネジメント論A」、「ケアマネジメント論B」、「レクリエーション論」、「障害者スポーツ論」、「発達心理学A」、「発達心理学B」、「保育内容」、「養護内容」を履修できるものとする。

なお、当該科目の学則上の科目区分については、別に定める。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ学部・学科教育課程について、平成20年度以前に入学、編入学及び 転入学した者については、なお、従前の例によるものとする。

3 前項の規定に関わらず、平成20年度以前に入学、編入学及び転入学した者については、仏教学科専門科目「インド仏教史A」、「インド仏教史B」、「チベット仏教史A」、「中国仏教史B」、「日本仏教史A」、「日本仏教史B」、「日本仏教史A」、「日本仏教史B」、「日本仏教史A」、「日本仏教史B」、「中国密教史A」、「中国密教史B」、「日本密教史A」、「日本密教史B」、「日本密教史B」、「日本密教史B」、「インド文化学A」、「インド文化学B」「豊山教学史研究A」、「豊山教学史研究B」、「智山教学史研究A」、「智山教学史研究B」、社会福祉学科専門科目「社会福祉援助技術基礎演習」、「権利擁護と成年後見制度」、「更正保護制度」、「就労支援サービス」を履修できるものとする。

なお、社会福祉学科専門科目の学則上の区分については、別に定める。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表Ⅱ学部・学科教育課程について、平成21年度以前の入学生、編入学生 及び転入学生については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、平成21年度以前の入学生、編入学生及び転入学生については、関連科目「智山法儀研究3A」、「智山法儀研究3B」、「智山法儀研究4A」、「智山法儀研究4B」、「智山法儀研究5A」、「智山法儀研究5B」、「智山法儀研究6A」、「智山法儀研究6B」、「智山法儀研究7A」、「智山法儀研究7B」、「智山法儀研究8A」、「智山法儀研究8B」を履修することができる。
- 4 第 2 項の規定に関わらず、平成 1 9 年度以前の入学生、編入学生及び転入学生については、社会福祉学科専門科目「精神保健福祉援助技術各論 A」、「精神保健福祉援助技術演習 B」、「精神保健福祉援助技術演習 B」、「精神保健福祉援助技術演習 B」、「精神医学 B」、「精神保健学 B」、「精神保健学 B」、「精神科リハビリテーション学 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉
- 5 改正後の別表Ⅱ学部・学科教育課程教育職員免許資格課程科目「教職実践演習(中・高)」は平成25年度から適用する。ただし、平成21年度以前の入学生、編入学生及び転入学生については、なお、従前のとおり「教育総合演習」を履修するものとする。
- 6 前項の規定に関わらず、平成21年度以前の入学生、編入学生及び転入学生並びに平成22年度及び平成23年度の編入学生及び転入学生のうち、「教育総合演習」を平成25年3月31日までに修得していない者については、「教職実践演習(中・高)」を履修することができる。
- 7 改正後の別表Ⅱ学部・学科教育課程精神保健福祉士国家試験受験資格課程科目は平成 21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生、編入学生及び転入学生につい ては、なお、従前の例によるものとする。

付 則

(施行期日等)

この学則は、公布の日から施行し、助教の任用については、平成22年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日等)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第13条の規定及び、別表Ⅱ 教育職員免許資格課程科目(1)教職に関する科目及び、社会教育主事資格課程科目に ついては、平成22年度以前の入学生、編入学生及び転入学生については、従前の例に よるものとする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条及び別表Ⅱ学部学科教育課程人文学部共通教育科目、仏教学科専門科目、関連科目、社会福祉学科専門科目、社会福祉士国家試験受験資格課程科目、精神保健福祉士国家試験受験資格課程科目及び博物館学芸員資格課程科目について、平成23年度以前の入学生、編入学生及び転入学生については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、平成23年度以前の入学生、編入学生及び転入学生について は、仏教学科専門科目、「概論特講1A」、「概論特講1B」、「概論特講2A」、「概論特講2 B | 、「概論特講3 A | 、「概論特講3 B | 、「概論特講4 A | 、「概論特講4 B | 、「地域・歴史 特講1A」、「地域・歴史特講1B」、「地域・歴史特講2A」、「地域・歴史特講2B」、「地 域·歷史特講3A」、「地域·歷史特講3B」、「地域·歷史特講4A」、「地域·歷史特講4 B」、「教理特講1A」、「教理特講1B」、「教理特講2A」、「教理特講2B」、「教理特講3A」、 「教理特講3B」、「教理特講4A」、「教理特講4B」、「研究特講1A」、「研究特講1B」、「研 究特講2A」、「研究特講2B」、「研究特講3A」、「研究特講3B」、「研究特講4A」、「研究 特講4B」、「講読特講1A」、「講読特講1B」、「講読特講2A」、「講読特講2B」、「講読特 講3A」、「講読特講3B」、「講読特講4A」、「講読特講4B」、「仏像彫刻 I A」、「仏像彫 刻 I B」、「法儀実習1A」、「法儀実習1B」、「法儀実習2A」、「法儀実習2B」、「法儀実 習3A」、「法儀実習3B」、「法儀実習4A」、「法儀実習4B」「特別実習1A」、「特別実習1 B」、「特別実習2A」、「特別実習2B」、「特別実習3A」、「特別実習3B」、「特別実習4A」、 「特別実習4B」、「介護演習」、「福祉体験演習」及び「学生力パワーアップ演習」「仏 像彫刻 I A」、「仏像彫刻 I B」社会福祉学科専門科目「介護演習」、「福祉体験演習」、 「学生力パワーアップ演習」を履修することができる。なお履修上の科目区分について は別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この学則は平成25年4月1日より施行し、改正後の別表Ⅱ学部・学科教育課程については、平成23年度以前の入学生、編入学生及び転入学生については、なお、従前の例によるものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、平成23年度以前の入学生、編入学生及び転入学生は「寺院運営論」を履修することができる。なお、履修上の科目区分については別に定める。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この学則は平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条、第13条及び別表Ⅱ学部・学科教育課程について、平成25年度以前の入学生、編入学生及び転入学生は、なお、従前の例によるものとする。

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成27年4月1日から施行する

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成28年4月1日から施行する

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成29年4月1日から施行する

付 則

(施行期日等)

この学則は、平成31年4月1日から施行する

付 則

(施行期日等)

この学則は、令和2年4月1日から施行する

付 則

(施行期日等)

この学則は令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

別表 I (第21条、第22条、第44条、第47条、第57条、第63条関係)

(1)入学検定料・入学金・授業料等

区分・項目	金額	備 考
入 学 金	200,000円	授業料・施設費・休学在籍料の額は、前年
授業料	750,000円 (年額)	度の額に国家公務員の給与改定に関する人事
施設費	220,000円 (年額)	院勧告指数、物価の変動等を参考にしてスラ
実 習 料	その都度定める	イドすることがある。また、教育研究条件改
入学検定料	30,000円	善のため5%以内の加算をすることがある。
	(14,000円)	入学検定料()内は、共通テスト利用選
休学在籍料	50,000円(1学期間)	抜・一般選抜の入学検定料。

(2)科目等履修生審査料・履修料・聴講料

区分・項目	金額	備考
科目等履修生審査料	10,000円	
登録料	5,000円	年度毎
履修料	13,000円	1単位につき
聴講料	11,000円	1単位につき

(3)研究生審查料 · 研究指導費

区分・項目	金額	備 考
研究生審査料	10,000円	
登録料	5,000円(年額)	
研究指導費	130,000円(年額)	

(4)その他本学が徴収の委託を受けた諸会費等

別表Ⅱ 学部·学科教育課程

■人文学部共通基礎科目

■人又字部共連		出片	
区分	学科目	単位	備考 2 6 2 6
基幹教養	種智院学	$\frac{1}{2}$	12単位必修
科目群	仏教入門A	2	
	仏教入門B	2	
	宗教と福祉A	2	
	宗教と福祉B	2	
	人権思想	2	
	自己開発とキャリアデザイン	11	
	密教入門A	2	仏教学科学生は
	密教入門B	2	密 教 入 門 A・B 必
	社会福祉入門 A	2	修
	社会福祉入門 B	2	社会福祉学科生
	世界の宗教	2	は社会福祉入門
	世界の福祉	2	A・B 必 修
	仏教と現代社会	2	
	仏教と習俗	2	
	仏教と文化	2	
	仏教と生命倫理	2	
	福祉文化論	2	
	ボランティア論	2	
	生涯学習論	2	
	介護入門	2	
	日本国憲法	2	
言語教養	日本国憲伝 総合英語 A	2	6単位選択必修
科目群	総合英語B	2	0年位 医 扒 必 修
竹 日 群			
	英会話A	2	
	英会話B	2	
	仏教英語 A	2	
	仏教英語B	2	
	福祉英語A	2	
	福祉英語B	2	
	上級英語A	2	
	サンスクリット語 I	2	
	サンスクリット語Ⅱ	2	
	サンスクリット語Ⅲ	2	
	サンスクリット語 IV	2	
	チベット語 I	2	
	チベット語Ⅱ	2	
	チベット語Ⅲ	2	
	チベット語 IV	2	
	古典漢語I	2	
	古典漢語Ⅱ	2	
	フランス語初級	2	
	ドイツ語初級	2	
文化教養	宗教音楽A	1	
科目群	宗教音楽B	1	
	仏教美術A	1	
	仏教美術 B	1	
	密教瞑想A	1	
	密教瞑想B	1	
	書道 A	1	
	書道 B	1	
	茶 華 道	1	
	日本美術史A	2	
	日本美術史B	2	
	古文書学A	2	
1	I		1

	古文書学 B 仏教文学 A	2 2	
社会教養	仏教文学 B インド哲学概論 A	2 2	
科目群	インド哲学概論 B 日本思想史 A	2 2	
	日本思想史B 中国思想史A	2 2	
	中国思想史 B インド思想史 A	2 2	
	インド思想史 B 西洋思想史 A	2 2	
	西洋思想史B 倫理学概論A	2 2	
	倫理学概論 B 宗教学概論 A	2 2	
	宗教学概論 B 宗教史 A	2 2	
	宗教史B 心理学概論A	2 2	
	心理学概論 B 社会学概論 A	2 2	
	社会学概論 B 法律学概論 A	2 2	
	法律学概論 B 政治学概論 A	2 2	
	政治学概論 B 経済学概論 A	2 2	
キャリア支援 科目群	経済学概論 B 寺院運営論	2 2	企業実習は再履修可
十 日 村 	宗 教 関 係 法 A 宗 教 関 係 法 B コンピ ユタリテラシー(ワープロ)	2 2	N
	コンピュータリテラシー(表計算)	2 2 2	
	文献講読体育理論	2	
	体育実技 カウンセリング論 A	1 2	
	カウンセリング論 B スポーツ実技 1 スポーツ実技 2	2 1	
実践宗教	☆ 業 実 習 豊 山 法 儀 研 究 Ⅰ	1 1 2	再履修可
科目群	豊山法儀研究Ⅱ豊山法儀研究Ⅲ	2 2	刊 復 修 刊
	豊山法儀研先Ⅲ 豊山法儀研究Ⅳ 智山法儀研究1A	2 2	
	智山法儀研究1 B智山法儀研究2 A	2 2	
	智山法儀研究2日 世山法儀研究2日 世山教学史A	2 2	
	豊山教学史 A 豊山教学史 B 智山教学史 A	2 2	
	音 山 教 字 史 A 智 山 教 学 史 B	2 2	

定められた単位数以外に、任意に10単位選択必修。 共通基礎科目で総計40単位修得。

■仏教学科専門科目

区分	学科目	単位	備考
講義概論	仏仏密密密密真真事事概概概概概概概概概概概概概概概概概形化化概概論論講講講講講講講講講講講講講講講講	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 2 2 3 3 3 4 4	4単位選択必修
地域的展開	イイチチ中中日日イイ中中日日真真祖祖法法地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位選択必修
教理的展開	仏仏仏仏仏仏仏仏密密密密密密密本教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位選択必修

	真真真真仏仏密密イイ教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教教	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
特殊講義	 仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏公公密密密密密密密密室真真真事事密密豊豊智智研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研研	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位選択必修
演習講読	仏教学講読 1 A 仏教学講読 1 B 仏教学講読 2 A 仏教学講読 2 B 密教学講読 1 A	2 2 2 2 2	8単位選択必修

演習	密密密密密密密真真真講講講講講講講講講出版本公公公公園 B A B A B A B A B A B A B A B A B A B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 4 4 4	4単位必修 4単位必修 4単位必修 4単位必修
実習	【密密法法法法声声声声布布梵梵梵梵密密密密仏仏法法法法宗宗仏仏密密書書法法法教教式式式式明明明明教教字字字字教教教教像像流流流流教教教教教道道儀儀儀子法法IIⅢIIⅢI法法悉悉悉悉画画画画彫彫伝伝伝伝音音美美瞑瞑実実実実法法ABABABABABABABABABABABABABABABABAB		8単位選択必修

法儀儀儀 実実習習 3 A 実実実習習 4 A 法法儀儀別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別	2 3 3 4 4 1 1 2 2 3 3	
	_	
特別実習4A 特別実習4B	4 4	
卒業論文	6	6単位必修

各区分から任意で合計4単位以上選択必修。 仏教学科専門科目として総計48単位を修得する。

■社会福祉学科専門科目

■ 社会福	祉学科専	門科目		
区分		学科目	単位	備考
		社会福祉原論 A	2	20単位選択必修
講		社会福祉原論 B	2	
		仏教福祉論 A	2	
義		仏教福祉論 B	2	
		社会福祉史 A	2	
•		社会福祉史B	2	
演		仏 教 福 祉 史 A	2	
		仏教福祉史B	2	
習		社会問題論 A	2	
		社会問題論 B	2	
		社会保障論 A	2	
		社会保障論 B	2	
		地域福祉論 A	2	
		地域福祉論 B	2	
		公的扶助論A	2	
		公的扶助論B	2	
		公的扶助論	2	
		社会福祉運営論 A	2	
		社会福祉運営論 B	2	
		社会福祉運営論	2	
		社会福祉援助技術総論 A	2	
		社会福祉援助技術総論 B	2	
		社会福祉援助技術基礎演習	2	
		老人福祉論A	2	
		老人福祉論B	2	
		障害者福祉論A	2	
		障害者福祉論B	2	
		児童福祉論A	2	
		児童福祉論B	2	
		医学一般 A	2	
		医学一般 B	2	
		医学一般	2	
		ボランティア論	2	
	展開科目	社会福祉援助技術各論1A	2	26単位選択必修
		社会福祉援助技術各論1B	2	
		社会福祉援助技術各論2A	2	
		社会福祉援助技術各論2B	2	
		社会福祉援助技術演習IA	2	
		社会福祉援助技術演習IB	2	

社会福祉援助技術演習ⅡA 社会福祉援助技術演習ⅡB 2 介護概論A 2 介護概論B 2 介護技術 4 介護演習 2 社会福祉調査論A 2 2 2 社会福祉調査論 B 社会福祉調査論 2 保育原理 2 養護原理 2 医療福祉論A 2 医療福祉論B 2 医療福祉論 2 家族援助論A 2 家族援助論B 2 国際福祉論1A 2 国際福祉論1 B 2 国際福祉論2A 2 国際福祉論 2 B 精神保健福祉援助技術総論A 2 2 精神保健福祉援助技術総論 B 2 精神保健福祉の原理A 2 精神保健福祉の原理 B 2 精神保健福祉援助技術各論A 2 精神保健福祉援助技術各論 B 2 精神保健福祉援助技術演習A 2 精神保健福祉援助技術演習 B 2 ソーシャルワークの理論と方法(専門) A 2 ソーシャルワークの理論と方法 (専門) B 2 精神保健福祉援助技術演習1 2 精神保健福祉援助技術演習2A 精神保健福祉援助技術演習2B 2 2 精神医学A 2 精神医学B 2 精神保健学A 2 精神保健学 B 2 精神科リハビリテーション学A 精神科リハビリテーション学B 2 精神障害リハビリテーション論 2 精神保健福祉論I 4 2 精神保健福祉論Ⅱ 2 精神保健福祉論IA 2 精神保健福祉論IB 2 精神保健福祉制度論 ケアマネジメント論 A ケアマネジメント論 B 2 2 発達心理学A 2 2 発達心理学 B 保育内容 2 2 養護内容 レクリエーション論 2 障害者スポーツ論 2 就労支援サービス 2 権利擁護と成年後見制度 2 2 更生保護制度 社会福祉学研究1A 2 社会福祉学研究1 B 2 社会福祉学研究2A 2 社会福祉学研究2B

実習 相談援助 実習指導 II		社社仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏仏和和英英福学 社社仏仏仏仏仏仏仏仏和和英英福学 社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社社	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
社会福祉学基礎演習 4 社会福祉学専門演習 4	習	II III III III III III III III III III	1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 6 2 2	
卒業論文 6 6単位必修	演習	社会福祉学基礎演習 社会福祉学専門演習 社会福祉学卒論演習	4 4 4	

■特別科目

■ N /// 11 D		
学科目	単位	備考
特別講座1	1	
特別講座2	2	
特別講座 3	4	

■人文学部自由選択科目

自由選択科目は、人文学部共通基礎科目・仏教学科専門科目・社会福祉学科専門科目及び特別科目から仏教学科は26単位、社会福祉学科は16単位を選択履修する。